2021年1月28日　参議院総務委員会　会議録抄

地方交付税法改正案（2020年度第3次補正予算関連）に対する質疑

**○岸まきこ**　立憲・社民の岸真紀子です。

　最初に、宮路大臣政務官、御出席いただきましてありがとうございます。交付税法の質疑に入る前に、政府への信頼、ひいては政治に対する国民不信につながるので、宮路政務官に政治と金の問題について幾つかお伺いをさせていただきます。真摯なお答えをお願いします。

　議員辞職をした吉川貴盛元農林水産大臣が収賄罪で起訴された汚職事件に絡んで、鶏卵生産大手のアキタフーズの秋田元代表から寄附を受けたという報道がありましたが、これは事実でしょうか。いつ、幾らの寄附か、お答えください。

○宮路拓馬　総務大臣政務官　お答え申し上げます。

　まず、寄附をいただいたことは事実でございます。二〇一七年と二〇一九年に御寄附をいただいております。

　額について追加で申し上げます。両年とも五十万円の御寄附をいただいております。

**○岸まきこ**　吉川元大臣の起訴状には、秋田元代表に関しては、アニマルウエルフェアに関連して業界に有利な計らいを受けたという趣旨を知りながら、業界大手の役員から現金を受け取ったとされています。

　宮路政務官は今回この受領に際して政治資金収支報告書に記載をしなかったとなっていますが、なぜ記載をしなかったんでしょうか。何か後ろめたいことがあったんですか。

○宮路拓馬　総務大臣政務官　まず、事実関係から申し上げますと、二〇一七年の御寄附の分について記載漏れがございました。一方、二〇一九年の分についてはしっかりと記載をして収支報告をしておりました。

　したがいまして、二〇一七年分について、その記載漏れが事務所内の確認によって把握できましたことから、直ちに訂正の、収支報告の修正、訂正の手続を行いまして修正をしたところでございます。

**○岸まきこ**　今、ただの記載漏れというふうにおっしゃっても、二〇一七年の分といいながらも、なかなか国民の理解というのは吉川元大臣のこともあって難しいのではないかと思うんです。吉川元大臣の収賄罪で在宅起訴された問題のように、お金で政策がねじ曲げられるようなことはあってはならないというのが国民の声です。今後はこういった政治不信を招くようなことがないようにしていただくことを強く要望いたします。

　また、立憲民主党としても、行政監視機能を引き続き強化していくことを申し上げ、交付税の方の質問に入りたいと思います。

　最初に、武田大臣に地方交付税の役割についてお伺いをいたします。

○武田良太　総務大臣　義務教育、そして社会保障を始め国民生活に密接に関連する行政、そのほとんどが国の法令等に基づき地方団体において実施される一方、税源の偏在により地方団体間には大きな財政力格差が生じております。

　こうした中で、地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整する財源調整機能とともに、全国どのような地域においても一定水準の行政サービスを提供するために必要な財源を保障する財源保障機能を果たしており、重要な役割を担っておると、このように認識をいたしております。

**○岸まきこ**　ありがとうございます。

　大臣、本当に地方交付税については、地方の固有財源で重要な位置を持っています。今回も、新型コロナウイルス感染症が蔓延する現況下において、例えばですが、保健所や医療等の命を守る公衆衛生であったり医療現場、手洗いなどには欠かせない水道などのライフライン、ごみ収集等の暮らしを支える職場、ＤＶ、児童虐待、労働、貧困等の相談支援といった福祉職場、十万円の特別定額給付金もありました。こういった地域の住民に近い存在として地方自治体が担う役割は大きいです。その役割と財源はセットです。だからこそ、今回の改正案は自治体財政を確立するためにも必要であり、まずは財源の確保ができたことは本当に安堵をしております。

　また、減収補填債についても、地方自治体から要望のあった、私も質問させていただきましたが、対象税目に消費税等を拡大していただいたことにも感謝を申し上げます。

　しかし、若干の懸念が残ります。国税五税、この減額補正に伴って二兆六千三百三十九億円が減額となるので、その分を国の一般会計加算から補填をします。これがなければ地方財政は逼迫するので必要な財源なんですが、一方で、地方負担分一兆七千六百八十八億円は、二〇二七年度から何と十八年間にかけて分割で交付税から減額されることになります。十八年で割り返すと年額が小さく感じるかもしれませんが、今のところ予定する最終年度は二〇四四年度と、二十年以上後の国民へのツケの先送りとなります。

　大臣、これは余りにも無責任ではないでしょうか。お答えください。

○武田良太　総務大臣　御指摘の令和二年度第三次補正予算、国税の減額補正に伴う地方交付税総額の減少二兆六千三百三十九億円については、国の一般会計加算により全額を補填することとしております。その上で、国の一般会計加算のうち地方負担分一兆七千六百八十八億円については、後年度の地方交付税総額から減額精算することとしております。

　具体的には、将来の地方交付税総額への影響をできる限り緩和する観点から、過去の補正等に伴う精算の一部が令和八年度に終了することを踏まえて令和九年度から精算を開始することとした上で、各年度の精算額が一千億円を上回らないよう、十八年間で分割精算とすることとしておるわけであります。

**○岸まきこ**　今回の国税の減収分は、新型コロナウイルス感染症だけの問題なんでしょうか。これまでも様々な議員が指摘をしてきていますが、そもそも財務省の税収見通しが甘かったことが影響しているのではないかと考えます。

　二〇二〇年の三月二十七日、参議院の本会議で、地方税法と地方交付税法改正について、立憲民主党の江崎孝議員はこう発言しています。ちょっと読み上げます。

　今回の地方財政計画も、令和元年度と同様、前提となる経済成長見通しも税収見積りも極めて甘い。昨年の消費税率の引上げ後の十から十二月期のＧＤＰの減少に加え、今年一から三月も景気は上向かないことがほぼ予測できたにもかかわらず、法人税は、甘過ぎた昨年度の税収見込額より更に過大に見積もるという異常事態になっています。これは、令和二年度の税収見込みも、誰が考えても達成不可能でしょう。二年連続で地方交付税原資の減額を余儀なくされ、後年度にその帳尻合わせを地方が負う異常事態となるのは目に見えています。

　このように指摘しています。

　二〇二〇年度当初から過大な税収見積りであり、その分は全額、コロナの分ではなく、その過大見積りについては国の責任で補填すべきと考えますが、武田大臣、お答えください。

○武田良太　総務大臣　先ほど、地方負担分一兆七千六百八十八億円については後年度の地方交付税総額から減額精算することを御説明申し上げました。これは、仮に当初予算の段階で国税の減収が見込まれていた場合、その分財源不足が拡大し、地方負担分は臨時財政対策債の発行により補填していたこと、また、過去も、国税が減額補正となり法定率分が減少した場合には、同様の考え方により後年度に減額精算を行ってきたことなどを踏まえたものであります。

**○岸まきこ**　大臣の立場で間違っていましたとは言いづらいので、そう答えたいのも分かりますが、関連するので伺います。

　二〇二一年度、来年度についても懸念をしています。

　一月二十一日の経済財政諮問会議で、内閣府が経済財政に関する中長期試算を報告しています。二〇二〇年七月時の試算とほぼ変わらない内容であり、これは楽観的ではないかと考えます。年明けから行われている緊急事態宣言の影響であったり、税収回復の遅れなどを想定すると、二〇二〇年代の財政健全化を可能とするこのシナリオは余りにも現実と懸け離れているのではないか。

　二〇一二年末の第二次安倍政権以降、次年度の当初予算編成期にまとめられた見通しでは、実績が見通しを上回ったのは二回だけです。成長率見通しは政府が税収を見積もる基礎データで、実際の税収が下振れするおそれがあります。内閣府が出しているものとはいえ、こういった試算が結局地方財政にも影響しています。

　武田大臣、過度な期待による歳入見通しでは困るんです。どうか堅実に対応をお願いします。どうですか。

○武田良太　総務大臣　堅実に対応してまいりたいとは思っております。

**○岸まきこ**　本当に大事にしてくださいね、地方財政のこと。

　今回の改正については、次年度の交付税総額に加算するため、交付税特別会計借入金の償還を繰り延べるとしていますが、武田大臣、これも財政の健全化からいえば、償還の繰延べというのは逆行しているのではないですか。この点についていかがでしょう。

○武田良太　総務大臣　交付税特別会計借入金につきましては、平成十九年度より新規の借入れを廃止し、平成二十二年度に新たな償還計画を策定して以降、計画的に償還を進めてまいりました。令和二年度におきましては五千億円の償還を予定しておりました。しかしながら、その後発生した新型コロナウイルス感染症の影響により令和三年度の地方交付税法定率分の大幅な減収が見込まれる中で、償還の一部、二千五百億円を後年度に繰り延べ、令和三年度の地方交付税総額に加算することといたしました。

　繰り延べた償還額につきましては、現行の償還計画の最終年度である令和三十四年度の償還額に加算することとしております。交付税特別会計借入金につきましては、地方財政の健全化を図る観点から、できる限り早期の償還が望ましいわけですが、今回の償還繰延べは令和三年度の地方交付税総額の確保のためにやむを得ないものであり、御理解をしていただきたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　私も、短期的に言えば、これ仕方がないというふうに考えます。ですが、一方で、後年度への影響を危惧しているんです。さっきも言いましたが、どうしても後々、後々どうなってくるかが分からない中で、着実な償還に今後は努めていただきたい、このことを要請しておきます。

　次に、自治体で働く非正規雇用職員についてです。

　処遇改善と位置付けを明確にするために、昨年、二〇二〇年の四月から新たに会計年度任用職員制度へと移行してきました。この会計年度任用職員の処遇改善に向けて、総務省の方ではこれまで交付税に反映するとおっしゃってきましたが、単位費用、交付税の算定基礎ですね、単位費用の算定基礎を解説した資料、地方財務協会の「地方交付税制度解説（単位費用篇）」というのがあるんですが、これの二〇一九年と二〇二〇年を比較しても非常に分かりにくい状況にあります。項目が違うところもあれば、ばらばらの記載だったり丸めていたりと、本当に果たして会計年度任用職員制度の分の処遇改善の費用が算定されているのか分からない状態にあります。

　二〇一六年から実施しているトップランナー方式の単位費用への影響額の内訳を示しているように、この会計年度任用職員制度についても分かりやすく示してほしいんですが、いかがでしょうか。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　会計年度任用職員の普通交付税の算定でございますけれども、例えば、特別支援教育支援員でございますとか消費生活相談員など、各算定項目において従事する職務を具体的に想定して個別に経費を積算している会計年度任用職員につきましては、期末手当の支給等に要する経費をそれぞれの算定項目の単位費用の積算に反映をしております。

　その他の会計年度任用職員につきましては、包括算定経費におきまして所要経費を一括計上して、先ほど申し上げました各算定項目における措置額と包括算定経費における措置額を合わせて、制度施行に伴う所要額を措置しているところでございます。

　各算定項目におきまして個別に経費を算定しております会計年度任用職員分につきましては、これは項目が大変多うございますし、額的には少額ということになってまいりますので、一つ一つをお示しすることは難しい面がございますけれども、その他の包括算定経費における一括計上分、これにつきましては全体の半分以上を占めるわけでございますけれども、これにつきましては、標準団体の経費に加えまして、地方団体が影響額を算出するために必要な人口段階別の経費につきましても明示をさせていただいているところでございます。

　今後とも、分かりやすくお示しするように努めてまいりたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当にちょっと、今おっしゃっていただいたように、分かる分野と分からない分野があって、なかなか分かりにくいというのが本当のところの感想なので、更に改善をしてほしいというところです。

　次に、総務省は、地方の行政改革として、十八業務をトップランナー方式というもので五年間続けてきました。学校用務員の事務とか道路維持補修とか公園管理、一般ごみ収集などを対象にして、段階的に単位費用、交付税の額を減らしてきたんですね。単位費用を引き下げても、加算した具体的な科目であったり加算したものは明らかにされていないんです。トップランナーという名前なんですが、交付税を通じて結局は合理化を誘導するものでしかなかったと言えるのではないかと私は指摘をします。

　この合理化の誘導によって、コロナ禍における学校での感染対策、さっき言った学校事務ですね、コロナ禍の感染対策であったり、自然災害が発生したときの道路復旧、道路維持の方ですよ、災害ごみの収集の遅れとか、こういうところに影響が出ているのではないかと思いますが、総務省としてどう捉えているか、お伺いします。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　お答え申し上げます。

　今委員御指摘いただきましたトップランナー方式でございますけれども、すなわち地方交付税の算定におけます業務改革の取組等の成果の反映についてでございますけれども、これは、多くの団体が民間委託等の業務改革に取り組んでいる業務について、その経費水準を基準財政需要額の算定基礎とするものでございます。

　一方で、図書館でございますとか博物館等管理業務につきましては、指定管理者制度の導入が進んでいないこと等からこの方式の導入を見送ることとしたところでございまして、また窓口業務につきましても、多くの団体が民間委託を導入している状況にないため、令和三年度においては導入を見送ることとしたところでございます。

　なお、これまでこの方式の導入に当たりましては、地方団体への影響等を考慮して、複数年掛けて段階的に業務改革の取組等の成果を反映いたしますとともに、小規模団体において民間委託等が進んでいない業務については小規模団体の経費水準が下がらないように算定するなど、丁寧に対応してきているところでございます。

**○岸まきこ**　武田大臣はひょっとしたら御存じかもしれませんが、昨年の七月豪雨災害の被災地である福岡県の大牟田市、大牟田市で大量の家庭からの災害ごみが出ました。この災害ごみとかし尿、あふれたんですね、水がいっぱい入ってしまったので。

　この災害ごみとかし尿を回収するのは、昔は市の直営の職員がやっていたのが、今、このトップランナー方式を始め、やっぱり全国で民間委託を進めるんだというふうに国が示したので、減ってきているんです。ただ、この大牟田は、市直営の現業職員がまだ一部残っていまして、この災害時に実はこの市直営の現業職員が先頭に立って作業を行って、民間の業者とともにいち早く対応ができたという事例があります。

　また、今年は広範囲で大雪が降っていますが、この大雪も道路作業員というのが昔は自前で、市とか町の自前で除雪とか排雪とか行っていたんですが、今みんな全て民間に出してしまったので、細やかなものをいち早く動けない状態にあるんです。現場力というのがなかなか少なくなってきているというのも、実はこのトップランナー方式の影響だと私は考えています。

　また、除排雪については、建設労働者も民間が少なくなっている実態からいえば、こういう大事な住民の生活を守るためにも現業職員の持つ現場力というのを忘れないでほしいということを伝えておきます。

　次に、感染症の業務を担う保健所の設置数とか職員数のことを触れたいと思います。

　皆さんの方にも資料の方を配付していますが、これまで保健所の設置とか職員の数減ってきたのは皆さんも御承知だと思います。背景には地域保健法の改正というのがあったんですが、地方交付税の変遷から見ると、三位一体改革、小泉政権のときの、これも大きく影響していることが分かります。

　私がちょっとまとめさせていただいたんですが、交付税の算定基礎となる標準的な都道府県、人口百七十万人の保健所の地方交付税の算定推移というのをグラフにさせていただきました。

　これを見て分かるように、先ほども言った小泉政権の始まった二〇〇一年、三百五十五人で県民一人当たりの費用が千八百三十四円だったのが、二〇〇六年には三百四人、千四百七十九円に減っておりまして、最終的には、今、二〇二〇年を見ていただきたいんですが、二百六十一人、千百十四円となっています。二〇〇一年と比較すると九十四人の減、七百二十円の減となっている実態にあります。

　ちなみに、二〇一〇年、ちょっとだけ費用が増えています、グラフ、千二百三十四、前年千二百三十四円から千二百七十四円になっているのは、新型インフルエンザが流行したので若干このときだけ上げたんです。でも、その次からはまた下がっているんですね。

　これ結局、二十年間で職員数二六・五％減、費用三九・三％減となっていることは、大きな影響が出たと言わざるを得ません。自治体は職員数を減らすしか、ほかに手段がなかったんです。感染症を始め公衆衛生、現場の声を聞かずに進めた結果です。

　小泉政権の改革、この小泉改革前の数字に戻すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○内藤尚志　総務省自治財政局長　衛生費の保健所費におけます職員に関する普通交付税措置でございますけれども、御指摘ございましたように、人口百七十万人規模の都道府県標準団体ベースで、二〇〇一年度十一か所の三百五十五名から、二〇二〇年度九か所の二百六十一名に減少しているところでございます。これは、実態といたしまして、保健所の統廃合が行われ保健所の数が全国的に減少してきたことでございますとか、保健所の職員数が減少してきたこと等に伴い、交付税上の措置人数についても見直しを行ってきたものでございます。

　令和三年度の地方財政対策におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえまして、保健所の恒常的な人員体制強化を図りますため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和三年度から二年間掛けて約九百名増やし、これまでの一・五倍の約二千七百名に増員することとしておりまして、これを受けて、交付税算定におきまして標準団体ベースで十二名を増員することといたしております。そのほか、感染症対応業務以外の業務に従事する保健師につきましても改めて実態を調査いたしまして、令和三年度から見直しを行うこととしているところでございます。

　保健所を設置する地方公共団体におきましては、財政措置を踏まえまして、適切な人員配置を行っていただくことを期待しているところでございます。

**○岸まきこ**　さっきも言いましたが、やっぱりこれ二〇〇一年の水準に戻さないととてもじゃないけど公衆衛生守れるわけがないので、是非積極的に戻していくというふうに進めていただきたいと思います。

　保健所に関連するのでここで提案をしますが、今、新型コロナウイルスのワクチンの接種業務がすごく大変な話題になっていて、現場が混乱しているんです。国はワクチン担当大臣を置いて対策をしておりますが、自治体現場が実際には法定受託事務で担うために、現場の意見を聞いてほしいというのが本当に多くの方からお聞きします。厚生労働省からの事前の情報が急に変更になって振出しに戻ってしまったとか、自治体の現場からは、厚生労働省が混乱しているから大丈夫かなという声までも聞こえてきています。

　武田大臣、ここは、総務省とか地方三団体から厚生労働省にスペシャリストを派遣して、送り出して、一緒につくり上げたらどうでしょうか。

○武田良太　総務大臣　まず、この新型コロナウイルス対策は、政府一丸となって取り組むという方向性示しております。総務省もしっかりとその責任を果たしてまいりたいと思います。

　このワクチンについては、予防接種法、これは厚労大臣の指示によって、各県ですね、都道府県の協力によって市町村が実施するものとされておるわけであって、基本的に厚労省のバックアップを全面的にやっていかなくちゃならないわけでありますけれども、今日まで厚労省において、ワクチンの確保や接種順位の検討だとか各団体に向けた説明会の開催、手引の作成などの準備が進められてきたものと承知をいたしております。これは円滑に進めていかなくちゃならない、いかに円滑に進めていくかという問題だと思いますけれども、これにはやはり団体との、地方団体との連携協力というものが一番重要なものとなってきます。

　我々としては、この厚労省を支援する形で、都道府県、指定都市の幹部と総務省職員との緊密な連絡体制を通じ、地方公共団体の幹部に対して国の最新の情報というものを常に提供するとともに、地方三団体とも連携し、ワクチン接種に向けた御指摘の現場の取組状況、また課題、そうしたものを聞き取って関係省庁に的確にフィードバックしてまいりたいと、このように考えております。

　例えば、厚労省からワクチン接種に向けた庁内体制整備の拡充についての通知が地方公共団体に向け発出されたことを踏まえまして、総務省としても、都道府県幹部に市区町村への支援を含めた体制整備をお願いしているところであります。

　今後とも、国と地方の十分なしっかりとした連携協力の下、迅速なワクチン接種が始められるように、関係閣僚と連携しながらしっかりと責任を果たしていきたいと考えております。

**○岸まきこ**　本当に現場の、幹部も大事なんですけど、現場の実務を担う方がいかに声を届けられるか、声を聞けるかというのが勝負だと思いますので、引き続き、大臣、お願いいたします。

　一つ質問を飛ばしまして、住民の暮らしにとって地方自治というのは欠かせない役割を担っています。これはさっき大臣もおっしゃっていただきました。地方の持つ持続可能な社会への貢献というのも大事な観点になってきています。武田大臣は地方を守るという姿勢に立っていただいて、国からの政策誘導ではなくて、自治体がそれぞれの地域の主権によって自治を担えるよう、引き続き地方財政の確保をお願いしたいです。

　また、国と地方はあくまでも対等だということを忘れていただきたくないというのと、そして、何よりもやっぱりこの法定率の引上げをお願いしたいんです。前も聞いたかもしれませんが、大臣、法定率を上げていただけないでしょうか。

○武田良太　総務大臣　御承知のように、地方財政というのは巨大な財源不足というのを抱えているわけで、地方交付税法第六条の三第二項の規定に該当しています。交付税率の変更又は地方行財政制度の改正を行うべき状況が現在も続いている状況であります。また、地方財政の健全な運営というのは、特例債、臨財債のような特例債に頼るんではなくて、やはり地方交付税総額というものをしっかり確保するということが、これが望ましいやり方ではないかなと思っています。

　今回、この予算に関しましても、概算要求に当たっては交付税率の引上げについて事項要求をしてまいったわけであります。一方で、今コロナ対策で国も大変な赤字国債というものを発行しておって、なかなか平常時と違ってハードルも高い部分はあると思うんですけれども、これはやっぱり我々の仕事ですから、諦めずに粘り強くこのしっかりとした総額確保に向けて全力を投下してまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　是非、本気で地方財政を守るために法定率を上げていただくというのが大事なので、よろしくお願いいたします。

　国の予算と言っておりましたが、第三次補正予算についてちょっと触れたいと思います。

　マイナンバーカードの普及、利活用の促進に一千三百三十六・四億円とあります。市町村による普及促進や臨時交付窓口等の交付体制の更なる充実だったり、テレビＣＭなどに一千三十二・一億円を計上しています。

　おかしいのではないかと思うんです。自治体は今、ワクチン接種を含めてコロナ関連の臨時的業務がずうっと過重労働のまま続いている状況です。これは大臣も承知していただいていると思うんです。それなのに、まだこのマイナンバーカードの普及促進に体力を使わせるのかと。カードを持つということはあくまでも手段でしかありません。利便性なり持つ意味がないから持たない人が多いんです。また、個人情報への懸念です。

　だから、こういう目的を明確にする方が先だと私は考えます。目的と手段がごちゃ混ぜになっていないでしょうか。お伺いいたします。

○高原剛　総務省自治行政局長　御答弁申し上げます。

　マイナンバーカードは、オンラインで確実な本人確認を行うことができるデジタル社会の基盤となるものであり、政府としては、令和元年九月のデジタル・ガバメント閣僚会議で示された令和四年度末にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有するとの交付想定枚数を踏まえて、その普及を進めております。

　しかしながら、市町村においては、最近の申請数の増加等に対して交付の滞留が生じている団体などもあります。これについては、庁舎内の交付場所の確保に限界がある、人員の確保が困難等の課題があるとの御意見もいただきました。

　御指摘の補正予算案については、このような意見を踏まえ、市町村が庁舎等以外の場所に臨時交付窓口を設置する際の経費に対する補助の増額、カード交付の効率化に資するシステムや機器の導入支援などを含めて、カードの普及促進や交付体制整備に必要な経費を計上しております。

　また、利活用シーンの拡大や利便性の向上については、関係府省とも協力して、三月からの健康保険証としての利用を始め各種カードのデジタル化や資格確認等の利活用シーンの拡大を図るほか、市町村が指定する郵便局での電子証明書の発行、更新を可能とするとともに、電子証明書のスマートフォンへの搭載などのため、必要な法律の改正案を今国会に提出することとしております。

　こうした取組を通じて、国民にマイナンバー制度のメリットをより実感いただけるデジタル社会を早期に実現するため、マイナンバーカードの普及を進めてまいります。

**○岸まきこ**　今答弁にもあったように、良しあしは別として、これから医療保険証とか運転免許証でも普及を始めようとしているんです。それであれば、わざわざ何で一千億円も掛けて広告料が必要なのかと。あと、自治体の不安を強いらなくてもいいんじゃないかと私は考えるんです。財政が逼迫する中で、これ、補正してまで今行わなきゃならない緊要性が高いとは言えないのではないでしょうか。

　大臣にもお伺いしますが、財政法二十九条にこれ沿ったものと言えますでしょうか。

○武田良太　総務大臣　緊要性があると判断したので、これ、計上させていただいたわけでありますが。

　今現状、いろいろと様々な不安を抱かれていた部分もあるんですけど、マイナンバーカードに対して個人情報の部分で。これ、我々はその安全性に対して精いっぱいに今執務をし続けて今なおおります。それで、かなりこの申請者数がおかげさまで伸びてきまして、それに対してしっかりと、各市町村が滞留が発生しておる部分があるんですね。この市町村のカード交付体制の拡充が急務となっていることから、臨時交付窓口の開設や交付事務効率化に資する機器の導入経費などを含め最大限の措置を行うこととしたわけであります。

　我々は今、今日政務官も来ておりますけれども、政務三役それぞれが足を使って今その普及活動に努めておりますけれども、更なる普及に努めてまいりたいと、このように考えております。

**○岸まきこ**　それが結局自治体の負担を強いているということを指摘しておきます。

　あと、補正予算と本予算の扱いがここ数年雑だと思いますので、こういったことはしっかりと本予算に組むべきだと考えます。

　マイナポイントによる普及促進についてもお伺いします。

　キャッシュレス決済等を利用することが困難な人であったり地域があります。地域というのは、北海道でもあれですけど、キャッシュレスとかが使える店が一個もない地域とかもあるんです。こういう不利益なことからいっても、マイナポイントというのは公平性があるとお考えでしょうか。

○大村慎一　総務省大臣官房地域力創造審議官　お答えいたします。

　マイナポイント事業は、マイナンバーカードの普及、個人消費の下支えのほか、キャッシュレス決済の拡大を目的とした事業でございます。このため、マイナンバーカードを取得し、選択をしたキャッシュレス決済サービスで二万円のチャージやお買物を行った方に対して五千円分のポイントを付与することといたしております。

　選択できるキャッシュレス決済サービスは百五サービスございまして、身近なスーパーやコンビニ、ドラッグストアなどで御利用がいただけます。例えばですけれども、○○ペイやＳｕｉｃａ、ＰＡＳＭＯ等のほか、イオンのＷＡＯＮですとかセブンイレブンのｎａｎａｃｏ、北海道を中心とするセイコーマートで利用可能なペコママネーといった、多くの皆様になじみのあるサービスを選択いただけるようになっていると考えております。

　また、こうしたキャッシュレス決済サービスは、現金に触れることなく決済ができて、オンライン決済にもつながりますことから、コロナ禍における新しい生活様式の取組にも位置付けられるなど、今後への期待も寄せられているところでございます。

　こうしたことから、引き続き、一人でも多くの方にマイナポイントを御利用いただき、マイナンバーカードの普及等につながるよう、御利用に当たっての手続支援等に努めてまいりたいと考えております。

○浜田昌良　総務委員長　時間が来ておりますので、おまとめください。

**○岸まきこ**　はい。

　北海道はそうなんですけど、全国的にはコンビニもないところもあるので、公平性に欠ける政策誘導はすべきではないということを申し上げ、質問を終わります。